

弘前版図柄入りナンバープレートの概要とデザイン案の募集について

1 要旨

- (1) 弘前地域の地域振興・観光振興や、地域の連携強化・一体感の醸成を目的として、国土交通省が策定した「地方版図柄入りナンバープレート」制度に基づき、地域イメージを表現するナンバープレートのデザインを国土交通省へ提案するため、その「デザイン案」を募集します。
- (2) 弘前ナンバーを導入する弘前市と西目屋村は「弘前版図柄入りナンバープレート」の導入を目指すことで合意し、2市村の経済団体や行政で構成する「弘前ナンバー導入実行委員会」にて、「デザイン案」の募集及び選考を実施することとなりました。
- (3) 弘前ナンバー地域の特色や豊富な地域・観光資源、地域イメージ、こうあってほしいという地域の将来像など、自動車ユーザーの皆様が、自らの自動車につけたくなるような、素敵なデザインの応募をお待ちしています。
- (4) 「デザイン案」の募集及び選考に係る事務局は、弘前市都市環境部都市政策課です。

【参考】青森県内のナンバープレート

① 【青森ナンバー】地区（白色部分）：24市町村で構成

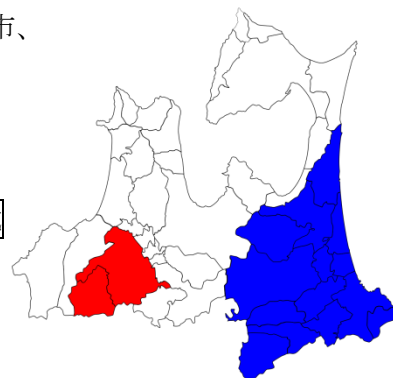
青森市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

② 【八戸ナンバー】地区（青色部分）：14市町村で構成

八戸市、十和田市、三沢市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、七戸町、おいらせ町、東北町、六戸町、六ヶ所村

③ 【弘前ナンバー】地区（赤色部分）：2市村で構成

弘前市、西目屋村



2 「地方版図柄入りナンバープレート」制度の概要

(1) 交付地域の単位

地域名表示の追加（弘前ナンバー）を単位としたものです。

(2) 交付時期

平成32年度中に交付される予定です。

(3) ナンバープレートの種類

- ① 図柄は、1種類となります。
- ② 通常のナンバープレートに加え、図柄入りナンバープレートの希望者は、**A**寄付金なし(図柄はモノトーン)と、**B**寄付金あり(フルカラー)の2つから選択できます。

種類	通常の ナンバープレート	A寄付金なし (モノトーン)	B寄付金あり (フルカラー)
図柄			

(4) 対象とする車種及びナンバープレート

- ① 登録自動車(自家用及び事業者)及び軽自動車(自家用)(二輪を除く。)が対象となります。
- ② 新車のみならず、既存のナンバープレートからの取り付けが可能です。
- ③ 登録自動車の事業用図柄入りナンバープレートには、外枠に「緑色」の縁取が入り、軽自動車の自家用図柄入りナンバープレートには、外枠に「黄色」の縁取が入ります。

対象車種	登録自動車 (自家用)	登録自動車 (事業用)	軽自動車 (自家用)
通常の ナンバープレート			
地方版図柄入り ナンバープレート (寄付金あり)			
地方版図柄入り ナンバープレート (寄付金なし)			

(5) 図柄の選考基準

- ① ナンバープレートの書体や大きさ等を変更するものでなく、視認性が十分確保されていること等が必要です。
- ② 他者の権利(著作権、商標登録など)を侵すものでなく、公序良俗に反するおそれがあるものでないこと等の基準を満たす必要があります。

(6) 寄付金

寄付金は、その地域の「観光に資する事業」や「自動車交通サービスの改善」等の事業に充当されます。

3 デザイン案の応募

(1) 応募期間

平成30年8月1日(水)から8月31日(金)17時まで

(2) 応募資格

- ① 日本在住(少なくとも、「デザイン案」を応募する日から、図柄入りナンバープレートが交付されるまでの間)の個人。
- ② 国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。

(3) 応募点数

1人3点まで応募できます。(1作品を連名で提出した場合、1作品と数えます。)

(4) 「デザイン案」の条件

「デザイン案」は、次の①～⑤の条件をすべて満たすものとします。

- ① 「デザイン案」はナンバープレートの背景のデザインであって、ナンバープレートの形状、ナンバープレートに表示される文字や数字の書体等を変更しないこと。
- ② 地域をイメージできるものであって、次のいずれか1つ以上に該当するもの。

- ア 図柄入りナンバープレートが、自動車のデザインと調和したものであること。
- イ 図柄入りナンバープレートが、取り付けられた自動車と、それぞれの地域の街並みや景観が調和したものであること。
- ウ 導入地域内の方が愛着や所有する喜びを感じられるもの。
- エ 導入地域外の方が注目するようなもの。
- オ 老若男女が好感を持てるもの。

③ ナンバープレートのデザインが次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 政党その他の宗教団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）。
- イ 特定の企業の営利活動を目的とするもの。
- ウ 個人、団体の名誉を傷つける恐れがあるもの。
- エ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。
- オ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
- カ 他者の権利（著作権、商標登録など）を侵すおそれがあるもの。
- キ 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ク その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

④ 応募者が特定できる情報が入っていないものであること。

⑤ ナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色を使用していないなど、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているものであること。

(5) 提出物

応募作品ごとに、以下の2点の提出物を提出してください。

① 応募用紙

② 作品（表のとおり。）

提出作品	フルカラー（必須）		モノトーン（任意）※	
	①イラストレーター様式	②PDF形式 （「緑縁なし」及び「緑縁あり」）	③イラストレーター様式	④PDF形式 （「緑縁なし」及び「緑縁あり」）
【A】 イラストレーターによる作成の場合	①イラストレーター様式	②PDF形式 （「緑縁なし」及び「緑縁あり」）	③イラストレーター様式	④PDF形式 （「緑縁なし」及び「緑縁あり」）
【B-1】 手書き・ワードによる作成の場合	①手書き等様式		②手書き等様式	
【B-2】 その他画像処理ソフトによる作成の場合	①PDF形式		②PDF形式	

※フルカラーで作成した作品をモノトーンに置き換えたデザイン

(1) 選考方法

- ① 学識経験者やデザイナー等で構成する「選考委員会」を組織し、応募された「デザイン案」の中から、複数の「候補デザイン」を選考します。
- ② また、『人気投票』を実施し、複数の「候補デザイン」から最優秀賞 1 点と優秀賞 2 点を決定します。その際、最優秀作品を国土交通省への「提案デザイン」とします。
- ③ なお、「提案デザイン」が図柄入りナンバープレートの図柄として使用されるかどうかは、国土交通省が設置する有識者審査会の審査を経た上で、最終的に国土交通大臣が決定（指定）することとなります。
- ④ したがって、有識者審査会の審査により、視認性等の理由からナンバープレートに用いられないこととなった場合、「候補デザイン」の中から順次繰り上げて「提案デザイン」とすることを想定しています。
- ⑤ 選考内容に関する問い合わせは受け付けません。

(2) 結果発表

- ① 「候補デザイン」は、『人気投票』の実施と併せて発表します。
- ② 『人気投票』の結果を踏まえ、「提案デザイン」である最優秀賞や優秀賞を発表します。
- ③ 市ホームページ等で結果を発表するほか、最優秀賞や優秀賞の応募者に直接連絡します。個別のお問い合わせには応じかねます。
- ④ 最優秀賞や優秀賞の作成者の氏名等については公表することを基本とします。

(3) 賞品

最優秀賞 1 点（「提案デザイン」）…5 万円、優秀賞 2 点…2 万円